

医療法人新生十全会京都東山老年サナトリウム介護医療院運営規程

（事業目的）

第1条 長期にわたる療養を必要とする要介護者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とする。

（運営方針）

第2条 1、施設入所者（以下、入所者）の要介護状態の軽減、悪化の防止のため、入所者の心身の状況を踏まえて、療養を妥当適切に行う。

2、入所者へのサービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3、従事者は、サービス提供にあたり、懇切丁寧を旨とし、入所者またはその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行う。

4、本施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 医療法人新生十全会京都東山老年サナトリウム介護医療院

(2) 所在地 京都市山科区日ノ岡夷谷町 11 番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 医療法人新生十全会京都東山老年サナトリウム介護医療院（以下施設という）に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者：常勤換算方法で 1 名以上

管理者は、所属職員を指導監督し、適切なサービスの運営が行われるよう実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

また、介護支援専門員に施設サービス計画作成を担当させる。

(2) 医師：常勤換算方法で 12.5 名以上 ※管理者含む

医師は、入所者の病状及び身体状況等その置かれている環境の的確な把握に努め、診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して的確な診断を基とし、必要な検査、投薬、処置等療養上妥当適切に行うとともに、医学的管理を行う。

尚、夜間帯においては、宿直体制を行う。

(3) 看護職員：常勤換算方法で 100 名以上

看護職員は医師の指示を受け、自立支援の観点から入所者の症状、心身の状況等の把握に努め、身体の清潔保持等必要な看護を行う。

4) 理学療法士：常勤換算方法で 2 名以上、作業療法士：常勤換算方法で 3 名以上、言語聴覚士：常勤換算方法で 2 名以上

理学療法士、作業療法士並びに言語聴覚士は、医師の指示を受け、入所者の心身の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要な理学療法等のリハビリテーションを行う。

(5)介護支援専門員：常勤換算方法で6名以上

適切な方法により、入所者の能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現にかかえる問題点を明確にし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解約すべき課題を把握する。計画担当介護支援専門員は、サービス担当従事者と協議の上、サービスの目標、達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成する。

(6)介護職員：常勤換算方法で150名以上

介護職員は看護及び医学管理下における日常生活上の世話等の介護を行うことを基本とし、必要に応じて看護職員の補助業務を行う。特に、入所者の状態等により身体の清潔保持や排泄にかかる介護等を行う。

(7)管理栄養士：常勤換算方法で1名以上

管理栄養士は、入所者の食事の適切な衛生管理を行い、入所者の症状、身体状況により適切な栄養量及び内容の食事提供が行えるよう管理する。

(8)薬剤師：常勤換算方法で9名以上（介護医療院・病院全体）

薬剤師は、入所者に対して、医師の処方箋に基づき、投薬、注射等の薬剤を処方するとともに、必要に応じて服薬に関する注意、効果、副作用等に関する状況把握をし、薬学的管理指導を行う。

(9)診療放射線技師：施設の実情に応じた適当数

診療放射線技師は、医師の指示のもとで主に放射線を用いて入所者の検査業務、又、これらの業務に必要な機器やシステムの管理を行う。

(10)その他の職員：実情に応じた適当数

歯科医師、歯科衛生士、臨床検査技師等は、施設の実情に応じた適当数を配置する。

（入所者の定員）

第5条 入所者の定員は以下のとおりとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

10 療養棟	600 名
--------	-------

（入所者に対する介護医療院サービスの内容）

第6条 1、サービス内容は、本運営規程の事業目的等に添って作成した施設サービス計画に基づいたサービス内容とする。なお、入所者の症状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は協力医療機関を紹介する等適切な措置を速やかに講じる。

2、その他、サービス内容は京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）及び平成30年1月18日厚生労働省令第5号「介護医療院の人員、設備、及び運営に関する基準」に定めてある取り扱い方針、診療方針、機能訓練、看護及び医学的管理の下における介護、食事の提供等を遵守して提供する。

（利用料その他の額）

第7条 1、サービスを提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定療養介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、入所者から本人負担分の支払いを受けるものとする。ただし、法定代理受領分以外の場合は介護保険報酬額を徴収する。

なお、領収書は法定代理受領分とそれ以外の項目に分けて交付するものとする。

2、以下の日常生活費用については、その利用料、利用回数に応じ実費を徴収する。

- (1) 居住費 従来型個室 1,728 円/日（非課税）
多床室 437 円/日（非課税）
（但し、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日に支払う居住費の上限となる。）
- (2) 食費 朝食 365 円/回（非課税）
昼食 540 円/回（非課税）
夕食 540 円/回（非課税）
濃厚流動食 1,445 円/日（非課税）
（但し、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日に支払う食費の上限となる。）
- (3) 理容料 全理髪 A（シャンプー有り） 1 回 2,800 円（非課税）
全理髪 B（シャンプー無し） 1 回 2,600 円（非課税）
丸刈り A（シャンプー有り） 1 回 2,400 円（非課税）
丸刈り B（シャンプー無し） 1 回 2,200 円（非課税）
ひげ剃り 1 回 1,300 円（非課税） 顔剃り 1 回 1,300 円（非課税）
- (4) 洗濯代 100 円/点 （上限 10,000 円/月） （非課税）
- (5) 病衣代 70 円/日（非課税）
- (6) 特別室料 3,300 円/日（税込） G1 療養棟 157 号室（1 部屋）
- (7) テレビカード代 1,000 円/枚（税込）
- (8) 死後の処置料 16,500 円（税込）
- (9) 各種文書料（別紙料金表参照）
- (10) その他、入所生活に必要なで本来なら個人が準備すべき物や個人の希望による日常生活において必要な物品についても実費徴収する。

3、当該サービス提供に際しては、入所者またはその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

4、その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して入所者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

5、その他利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減免又は免除することができる。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第8条 1、入所者は、入所生活上のルールや設備利用上の留意事項については、重要事項説明書及び入所誓約書に定めたものを遵守することとする。

2、施設職員は、入所者に対して、入所時に「入所同意書」を提示し、医師や看護師等の医学的管理下において、規則正しい入所生活をおくる留意点を説明し、同時に施設内で立ち入り不可の場所や取り扱いに注意すべきことがら等についても懇切丁寧に指示し、入所者並びに家族の同意を得た文書を保管する。

（非常災害対策）

第9条 本施設の非常災害対策については消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に則り、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して次のとおり万全を期する。

- (1) 防火管理者は事務長を当て、火元責任者には事業所看護職員を当てる。これらは医療法人新生十全会京都東山老年サナトリウム防火管理者、火元責任者と同一とする。
- (2) 自主検査については火災危険排除を主眼とした簡易な検査を一日一回行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼するものとし、点検においては防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努めるとともに、法令に定められた基準に適合するように努める。
- (5) 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自営消防隊の編成により、任務の遂行に当たるものとする。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
 - ②自衛消防隊の結成、同大会への出場・・・・・・年1回
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・年2回以上（①とあわせて実施）
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（事故発生時における対応方法）

- 第10条 1、サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市その他市町村、入所者の家族及び入所者に係る居宅介護事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2、事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 3、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（協力医療機関・協力歯科医療機関）

- 第11条 入所者の受け入れ等の協力医療機関・協力歯科医療機関を下記の通りとする。
- （1）名 称：医療法人新生十全会京都東山老年サナトリウム
- （2）所在地：京都市山科区日ノ岡夷谷町 11 番地

（苦情処理）

- 第12条 1、サービスの提供にかかる入所者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2、事業所は、提供したサービスに関し、国または地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3、事業所は、提供したサービスに係る入所者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報保護）

- 第13条 1、事業所は、入所者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2、事業所が取り扱う入所者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いる場合は入所者の同意を、入所者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（衛生管理等）

第14条1、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。
 - （1）感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - （2）感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3）従業員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待の防止に関する事項）

第15条1、事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（身体拘束等に関する事項）

第16条1、事業所はサービスの提供にあたり、入所者又は他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

- 2、緊急やむを得ない身体拘束等を行う場合は、あらかじめ入所者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、様態と期間内においてのみ行う。また、その様態、時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、行動制限最小化委員会の定める規定に則り行うものとする。

3、事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を持続的に実施するための、及び非常時の早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2、事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 18 条 1、サービスの提供に当たる従事者は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2、職員は業務上知り得た入所者または家族の秘密を保持する。

3、職員であった者に、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4、サービス提供に当たる管理者及び従事者は、入所者の使用する施設、食器その他の設備または飲料水について衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。また、感染症対策についても必要な措置を講ずるものとする。

5、サービス提供に当たり、入所者又はその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制事故発生時の対応、苦情処理の体制、特別な療養環境等、入所者がサービスを選択するために重要事項説明書を交付し、書面により同意を得る。

6、サービス提供に当たり、被保険者証に認定審査会の意見書が記載されている場合は、この意見書に配慮してサービスを提供する。また、サービス提供に当たっては被保険者証により資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめる。

7、入所者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

8、入所申込時に満床の場合、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入所者を優先的に入所させるよう努める。

9、サービス提供後、長期療養が不要と医師が判断した場合は退所を指示する。なお、家庭の都合等により退所に応じない場合は市町村の福祉事業等と連携を図る等の対応を行う。

10、事業所は介護医療院に関する記録を整備し、その完結から 5 年間保存するものとする。

11、その他「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号）、平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省令第 5 号「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」及び当施設が保有する個人情報の保護については「入所者の個人情報の保護に関する施設内規則」を遵守する。

12、この規程に定める事項の他は、運営に関する重要事項は医療法人新生十全会京都東山老年サナトリウム介護医療院が定める。

（付則）

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。